

3 賃金制度

(1) 基本給

ア 決定要素

基本給の決定要素別（複数回答）に企業数割合をみると、管理職では、「職務・職種など仕事の内容」が77.1%（本社30人以上77.9%、前回平成13年72.8%）で最も高く、次いで「職務遂行能力」が68.5%（同69.9%、同79.7%）となっている。管理職以外でも、「職務・職種など仕事の内容」が71.8%（同72.7%、同70.6%）で最も高く、次いで「職務遂行能力」が67.5%（同69.3%、同77.3%）となっている。（第16表）

第16表 職層、基本給の決定要素別企業数割合

職層、企業規模・産業・年	基本給の決定要素（複数回答）						
	全企業 ¹⁾	職務・職種など仕事の内容	職務遂行能力	業績・成果	学歴、年齢・勤続年数など	学歴	年齢・勤続年数など
<管理職>							
計	100.0	77.1	68.5	45.4	57.8	16.5	56.6
1,000人以上	100.0	70.9	77.3	70.0	35.2	11.7	33.1
300～999人	100.0	75.8	74.8	64.2	51.0	19.4	48.7
100～299人	100.0	75.3	73.8	53.1	57.8	20.6	56.6
30～99人	100.0	77.9	66.2	40.9	59.0	15.2	58.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	80.5	72.2	44.3	67.4	17.9	65.0
建設業	100.0	74.8	74.7	39.2	72.9	17.5	70.8
製造業	100.0	79.2	74.7	50.1	63.1	20.1	61.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	61.7	77.5	57.5	65.7	26.8	62.7
情報通信業	100.0	72.5	76.6	60.8	53.2	20.5	52.1
運輸業、郵便業	100.0	78.3	49.9	27.3	46.7	8.7	44.9
卸売業、小売業	100.0	75.3	69.3	51.6	57.2	18.4	56.9
金融業、保険業	100.0	83.4	80.6	59.7	47.4	12.2	46.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	75.4	73.5	52.4	59.8	17.0	58.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	79.9	80.1	52.3	66.6	24.0	66.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	78.4	59.8	39.0	47.9	12.4	45.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	74.8	61.7	37.1	56.2	9.3	55.8
教育、学習支援業	100.0	81.3	69.4	43.8	54.9	19.9	51.1
医療、福祉	100.0	88.9	66.7	25.3	48.5	13.8	47.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	75.8	60.1	37.9	48.3	9.4	47.4
平成10年	100.0	70.1	69.6	55.1	72.6
13	100.0	72.8	79.7	64.2	73.9	31.8	72.5
21 [※]	100.0	77.9	69.9	46.9	55.9	16.5	54.9
<管理職以外>							
計	100.0	71.8	67.5	44.4	65.5	20.5	63.7
1,000人以上	100.0	66.2	80.0	65.3	60.3	21.0	56.7
300～999人	100.0	68.6	75.8	60.8	68.3	28.6	64.6
100～299人	100.0	69.8	70.8	51.8	67.6	26.0	65.6
30～99人	100.0	72.9	65.5	40.3	64.8	18.2	63.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	80.5	69.8	51.3	73.7	27.2	69.0
建設業	100.0	66.8	73.1	35.4	76.5	18.6	74.2
製造業	100.0	72.6	72.4	47.0	71.7	26.6	69.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	56.9	80.1	58.6	80.0	33.1	77.4
情報通信業	100.0	64.5	76.2	58.2	69.6	29.4	67.0
運輸業、郵便業	100.0	71.3	45.3	36.2	56.5	7.7	54.8
卸売業、小売業	100.0	72.4	70.5	52.1	66.2	21.6	64.8
金融業、保険業	100.0	72.1	78.2	58.5	58.0	14.0	57.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	70.6	73.6	53.3	69.6	20.5	68.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	76.1	79.7	54.0	74.1	29.2	72.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	74.6	62.3	33.1	53.2	17.0	49.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	65.7	59.7	34.0	55.7	12.2	55.1
教育、学習支援業	100.0	75.0	65.6	44.3	64.1	24.1	62.4
医療、福祉	100.0	88.4	61.8	19.8	56.5	15.5	55.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	74.7	60.1	36.9	52.6	13.7	50.9
平成10年	100.0	68.8	69.2	55.3	78.5
13	100.0	70.6	77.3	62.3	80.6	34.2	79.0
21 [※]	100.0	72.7	69.3	46.6	65.4	20.9	63.7

注：1) 平成10年調査は12月末日現在、13年、21年調査は1月1日現在である。

2) 平成10年、13年、21年※は、基本給の決定要素として、「職務・職種など仕事の内容」、「職務遂行能力」、「業績・成果」、「学歴、年齢・勤続年数など」のいずれか1つ以上に回答があった企業を100としている。

3) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。
21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

イ 基本給の決定要素となる「業績・成果」の主な内容【新規調査項目】

「業績・成果」を基本給の決定要素とする企業について、その主な内容をみると、管理職、管理職以外ともに、「短期の個人の業績・成果」とする割合が最も多く（管理職 26.5%、管理職以外 50.9%）、次いで「長期の個人の業績・成果」（管理職 24.7%、管理職以外 28.5%）となっている（第 17 表）。

第 17 表 基本給の決定要素となる「業績・成果」の主な内容別企業数割合

（単位：％）

職層、企業規模・産業	「業績・成果」を基本給の決定要素とする企業		「業績・成果」の主な内容						
			短期の個人の業績・成果	長期の個人の業績・成果	短期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	長期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	短期の事業部門、会社の業績・成果	長期の事業部門、会社の業績・成果	その他
<管理職>									
計	[45.4]	100.0	26.5	24.7	11.5	5.8	14.1	13.7	2.4
1,000人以上	[70.0]	100.0	39.6	23.5	13.6	6.1	8.9	5.0	2.5
300～999人	[64.2]	100.0	35.5	22.7	10.3	6.5	11.9	8.5	3.5
100～299人	[53.1]	100.0	29.4	25.4	12.2	6.9	12.7	10.4	2.6
30～99人	[40.9]	100.0	23.5	24.8	11.3	5.2	15.2	16.0	2.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[44.3]	100.0	31.6	33.3	15.7	-	5.2	12.3	-
建設業	[39.2]	100.0	16.6	33.8	13.0	11.2	7.4	12.7	2.7
製造業	[50.1]	100.0	24.8	25.7	10.6	5.9	14.5	13.2	2.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[57.5]	100.0	49.1	23.8	8.4	1.7	7.8	3.1	6.0
情報通信業	[60.8]	100.0	30.6	21.6	9.0	14.5	11.8	11.9	0.6
運輸業、郵便業	[27.3]	100.0	30.4	28.4	6.0	3.4	4.6	20.4	6.8
卸売業、小売業	[51.6]	100.0	25.3	19.0	16.9	4.3	20.6	13.2	0.5
金融業、保険業	[59.7]	100.0	29.2	29.8	17.7	6.5	8.2	3.6	4.3
不動産業、物品賃貸業	[52.4]	100.0	28.4	24.1	11.9	7.6	12.9	6.4	6.0
学術研究、専門・技術サービス業	[52.3]	100.0	41.5	16.1	13.0	4.8	7.0	11.1	6.0
宿泊業、飲食サービス業	[39.0]	100.0	28.1	26.6	4.7	1.9	19.1	19.4	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	[37.1]	100.0	42.9	22.9	1.8	1.6	6.8	17.1	6.7
教育、学習支援業	[43.8]	100.0	19.8	31.2	6.7	12.0	16.0	11.7	2.5
医療、福祉	[25.3]	100.0	13.9	17.9	16.4	11.9	14.2	19.4	6.4
サービス業(他に分類されないもの)	[37.9]	100.0	25.1	35.4	9.1	3.0	9.1	14.0	1.2
<管理職以外>									
計	[44.4]	100.0	50.9	28.5	3.4	2.2	7.2	4.9	2.3
1,000人以上	[65.3]	100.0	58.7	28.8	3.9	0.5	3.1	2.6	1.9
300～999人	[60.8]	100.0	53.9	29.2	2.8	1.8	4.9	2.9	3.5
100～299人	[51.8]	100.0	49.6	31.7	2.7	1.8	8.5	2.2	2.8
30～99人	[40.3]	100.0	50.6	27.3	3.7	2.4	7.2	6.2	2.0
鉱業、採石業、砂利採取業	[51.3]	100.0	49.9	33.3	-	-	-	10.7	4.5
建設業	[35.4]	100.0	40.6	45.9	6.8	-	1.0	2.7	0.2
製造業	[47.0]	100.0	48.3	30.0	2.6	2.8	8.7	4.7	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[58.6]	100.0	64.2	22.4	0.8	-	3.6	3.1	5.9
情報通信業	[58.2]	100.0	53.8	29.2	4.5	4.5	6.6	1.2	0.1
運輸業、郵便業	[36.2]	100.0	63.2	17.3	1.1	-	3.0	6.2	9.2
卸売業、小売業	[52.1]	100.0	54.4	24.8	5.1	2.5	8.9	3.6	0.5
金融業、保険業	[58.5]	100.0	53.3	35.1	1.5	0.4	4.8	0.8	3.3
不動産業、物品賃貸業	[53.3]	100.0	56.6	29.0	2.3	0.1	3.4	2.1	3.8
学術研究、専門・技術サービス業	[54.0]	100.0	57.6	21.0	2.7	0.7	2.3	7.6	8.1
宿泊業、飲食サービス業	[33.1]	100.0	39.3	26.0	1.9	1.7	19.5	11.3	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	[34.0]	100.0	49.9	21.5	1.7	4.0	5.7	9.3	7.9
教育、学習支援業	[44.3]	100.0	42.9	33.2	3.0	7.8	7.0	4.9	1.2
医療、福祉	[19.8]	100.0	47.6	24.3	-	5.4	10.4	5.4	7.0
サービス業(他に分類されないもの)	[36.9]	100.0	44.8	40.4	1.5	0.7	2.5	8.8	1.2

注： []内の数値は、全企業のうち、「業績・成果」を基本給の決定要素とする企業数割合であり、「業績・成果の内容不明」を含む。

(2) 賞与

ア 主たる決定要素【新規調査項目】

平成20年（又は平成19会計年度）中に賞与を支給した企業について、賞与の額の主たる決定要素をみると、管理職、管理職以外のいずれにおいても半数以上の企業が何らかの「業績・成果」を賞与の決定要素としており、なかでも「短期の個人の業績・成果」とする企業が（管理職 18.1%、管理職以外 30.4%）最も多くなっている（第18表）。

第18表 賞与の主たる決定要素別企業数割合

(単位：%)

職層・企業規模・産業	賞与を支給した企業	「業績・成果」を基準としている	「業績・成果」の内容							基本給を基準としている	特に明確なルールはない
			短期の個人の業績・成果	長期の個人の業績・成果	短期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	長期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	短期の事業部門、会社の業績・成果	長期の事業部門、会社の業績・成果	その他		
<管理職>											
計	[88.3] 100.0	57.6	18.1	5.9	6.8	1.9	17.2	6.1	1.7	30.9	8.8
1,000人以上	[98.4] 100.0	76.6	34.2	4.1	10.8	2.1	19.3	4.2	1.9	21.8	0.6
300～999人	[97.8] 100.0	69.0	27.9	5.9	8.2	2.0	18.9	4.4	1.6	27.7	2.0
100～299人	[93.6] 100.0	59.6	21.4	4.5	8.3	1.9	16.2	5.4	1.9	33.1	6.7
30～99人	[85.7] 100.0	55.3	15.7	6.3	6.0	1.9	17.3	6.5	1.6	30.8	10.3
鉱業、採石業、砂利採取業	[87.6] 100.0	53.1	22.0	7.9	5.3	1.0	14.2	2.6	-	36.3	7.9
建設業	[83.9] 100.0	54.5	13.4	6.6	11.2	0.5	14.6	6.9	1.2	33.2	8.8
製造業	[92.4] 100.0	63.9	22.3	4.7	7.1	1.7	19.2	6.8	2.2	27.7	7.6
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0] 100.0	50.9	22.2	7.5	3.3	-	12.9	3.0	2.0	47.0	1.1
情報通信業	[88.4] 100.0	64.9	24.6	3.2	8.1	5.9	16.6	3.1	3.3	29.0	4.6
運輸業、郵便業	[86.3] 100.0	37.7	13.9	6.2	1.0	-	13.8	1.6	1.2	41.0	17.0
卸売業、小売業	[91.5] 100.0	65.7	17.8	7.1	8.8	2.9	20.3	7.1	1.8	25.9	5.8
金融業、保険業	[95.1] 100.0	65.5	24.8	4.9	13.7	1.7	11.9	3.8	4.7	32.0	1.7
不動産業、物品賃貸業	[95.5] 100.0	56.9	18.3	4.7	8.8	1.1	15.8	5.7	2.5	29.2	6.7
学術研究、専門・技術サービス業	[92.9] 100.0	51.9	21.8	4.3	7.5	2.7	12.1	2.6	1.0	39.7	6.4
宿泊業、飲食サービス業	[72.5] 100.0	46.2	13.7	6.4	2.1	0.1	14.1	9.6	0.2	29.6	14.5
生活関連サービス業、娯楽業	[82.4] 100.0	47.7	12.1	8.9	1.8	0.7	17.9	4.7	1.7	39.1	11.8
教育、学習支援業	[87.8] 100.0	57.6	16.2	6.1	11.5	3.0	15.2	4.2	1.4	31.1	8.7
医療、福祉	[87.2] 100.0	41.1	9.0	5.9	5.6	0.3	15.9	4.2	0.2	47.9	9.4
サービス業(他に分類されないもの)	[83.0] 100.0	49.3	16.1	5.4	4.6	3.3	12.4	7.0	0.4	34.5	11.6
<管理職以外>											
計	[88.3] 100.0	58.9	30.4	6.3	1.9	0.6	13.6	4.2	1.8	32.5	8.0
1,000人以上	[98.4] 100.0	71.5	44.1	5.0	2.9	0.8	13.1	3.5	2.1	27.6	0.3
300～999人	[97.8] 100.0	66.2	38.6	6.2	3.0	1.3	13.0	2.5	1.6	31.7	1.8
100～299人	[93.6] 100.0	58.9	32.3	5.9	2.4	0.4	13.1	2.7	2.1	34.6	6.0
30～99人	[85.7] 100.0	57.8	28.6	6.5	1.7	0.6	13.9	4.8	1.8	32.1	9.4
鉱業、採石業、砂利採取業	[87.6] 100.0	57.5	31.8	7.9	-	1.0	14.2	2.6	-	37.2	5.3
建設業	[83.9] 100.0	55.3	25.5	5.8	4.7	0.1	12.6	4.3	2.4	34.7	10.0
製造業	[92.4] 100.0	61.2	32.9	5.0	1.5	0.5	14.7	4.5	2.2	31.1	7.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0] 100.0	46.9	24.0	5.6	0.5	-	11.4	3.0	2.4	52.1	1.1
情報通信業	[88.4] 100.0	66.0	43.7	4.7	1.2	1.7	10.2	3.9	0.6	32.1	1.9
運輸業、郵便業	[86.3] 100.0	47.6	25.1	4.6	0.5	-	11.8	2.5	3.1	35.4	15.4
卸売業、小売業	[91.5] 100.0	66.3	33.2	8.9	3.1	0.7	14.9	3.8	1.8	28.9	4.2
金融業、保険業	[95.1] 100.0	64.3	45.2	5.2	2.9	-	5.5	2.3	3.2	33.0	1.7
不動産業、物品賃貸業	[95.5] 100.0	61.1	38.6	4.5	1.0	1.1	11.7	2.9	1.3	33.7	5.2
学術研究、専門・技術サービス業	[92.9] 100.0	52.9	37.8	4.6	-	1.3	6.0	2.4	0.7	40.8	6.4
宿泊業、飲食サービス業	[72.5] 100.0	54.4	21.1	9.3	0.5	0.2	12.6	8.8	1.9	30.3	15.3
生活関連サービス業、娯楽業	[82.4] 100.0	49.6	17.8	9.2	1.4	1.9	16.5	1.2	1.7	40.4	8.3
教育、学習支援業	[87.8] 100.0	60.3	34.0	6.3	2.2	3.9	11.1	2.7	0.1	32.5	7.2
医療、福祉	[87.2] 100.0	42.3	12.3	8.3	2.5	-	15.6	3.0	0.5	46.6	6.9
サービス業(他に分類されないもの)	[83.0] 100.0	52.7	26.1	4.4	1.0	0.2	14.0	6.5	0.6	34.1	13.1

注： []内の数値は、全企業のうち、平成20年（又は平成19会計年度）中に賞与を支給した企業数割合であり、「主たる決定要素不明」を含む。

イ 従たる決定要素【新規調査項目】

平成20年（又は平成19会計年度）中に賞与を支給した企業について、賞与の額の主たる決定要素別に従たる決定要素をみると、主たる決定要素のいずれの場合も、従たる決定要素がある企業のほとんどが「業績・成果」を従たる決定要素としている（第19表）。

第19表 賞与の従たる決定要素別企業数割合

（単位：％）

職層、主たる決定要素	主たる決定要素がある企業	従たる要素がある	「業績・成果」を基準としている	「業績・成果」の内容							基本給を基準としている	従たる要素がない	
				短期の個人の業績・成果	長期の個人の業績・成果	短期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	長期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	短期の事業部門、会社の業績・成果	長期の事業部門、会社の業績・成果	その他			
<管理職>													
計	[88.5]	100.0	56.4	45.6	18.7	5.2	4.1	1.9	10.3	3.0	2.4	10.7	43.6
「業績・成果」を基準としている	[57.6]	100.0	60.8	44.3	16.4	4.5	4.8	2.8	11.3	2.9	1.5	16.5	39.2
短期の個人の業績・成果	[18.1]	100.0	60.9	40.8	・	5.5	5.9	0.2	25.0	1.8	2.4	20.1	39.1
長期の個人の業績・成果	[5.9]	100.0	56.5	40.3	12.5	・	3.3	5.9	4.8	10.5	3.4	16.2	43.5
短期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	[6.8]	100.0	65.5	53.7	24.3	0.7	・	12.0	16.0	0.2	0.5	11.8	34.5
長期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	[1.9]	100.0	47.8	45.0	6.4	13.5	18.1	・	1.0	6.0	-	2.9	52.2
短期の事業部門、会社の業績・成果	[17.2]	100.0	64.2	50.4	37.2	2.7	6.4	0.3	・	2.9	0.9	13.8	35.8
長期の事業部門、会社の業績・成果	[6.1]	100.0	60.2	38.1	7.1	13.5	1.3	5.8	9.5	・	1.0	22.1	39.8
その他	[1.7]	100.0	37.0	16.8	6.8	0.1	-	-	3.0	7.0	・	20.2	63.0
基本給を基準としている	[30.9]	100.0	48.1	48.1	23.0	6.4	2.8	0.3	8.5	3.2	4.0	・	51.9
<管理職以外>													
計	[91.4]	100.0	53.4	41.8	19.4	4.8	2.4	0.6	9.4	2.7	2.5	11.6	46.6
「業績・成果」を基準としている	[58.9]	100.0	55.3	37.2	13.4	4.0	3.2	0.7	10.7	2.9	2.2	18.1	44.7
短期の個人の業績・成果	[30.4]	100.0	51.0	31.6	・	3.3	5.0	0.1	18.1	2.2	3.0	19.3	49.0
長期の個人の業績・成果	[6.3]	100.0	50.1	33.3	10.8	・	2.4	4.9	4.1	7.4	3.7	16.8	49.9
短期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	[1.9]	100.0	68.4	53.6	32.3	1.5	・	1.5	17.4	0.1	0.8	14.8	31.6
長期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	[0.6]	100.0	54.8	54.4	0.4	29.2	16.2	・	-	8.5	-	0.4	45.2
短期の事業部門、会社の業績・成果	[13.6]	100.0	65.5	50.6	43.5	2.8	0.7	0.0	・	3.0	0.6	14.9	34.5
長期の事業部門、会社の業績・成果	[4.2]	100.0	61.8	39.0	11.5	18.7	0.7	1.1	5.5	・	1.4	22.9	38.2
その他	[1.8]	100.0	39.3	16.6	11.1	0.0	-	-	-	5.5	・	22.7	60.7
基本給を基準としている	[32.5]	100.0	50.1	50.1	30.1	6.2	1.0	0.3	6.9	2.4	3.1	・	49.9

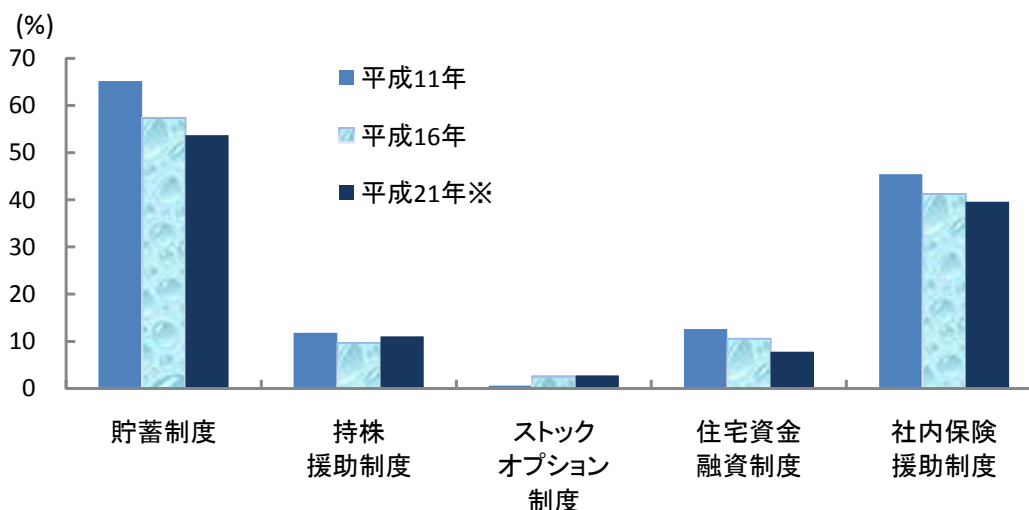
注： []内の数値は、平成20年（又は平成19会計年度）中に賞与を支給した企業のうち、該当する主たる決定要素がある企業数割合で、主たる決定要素計は、「特に明確なルールがない」、「主たる決定要素不明」を含まない。

4 資産形成に関する援助制度

(1) 資産形成に関する援助制度の種類別の状況

労働者の資産形成に関する援助制度について種類別（複数回答）にみると、「貯蓄制度」51.2%（本社30人以上53.7%、前回平成16年57.4%）、「持株援助制度」9.6%（同11.1%、同9.7%）、「ストックオプション制度」2.5%（同2.8%、同2.6%）、「住宅資金融資制度」6.9%（同7.8%、同10.6%）、「社内保険援助制度」36.8%（同39.6%、同41.3%）となっている（第2図、第20表）。

第2図 労働者の資産形成に関する援助制度の種類別企業数割合（複数回答）



第20表 労働者の資産形成に関する援助制度の種類別企業数割合

(単位：%)

年	全企業	援助制度の種類（複数回答）				
		貯蓄制度	持株援助制度	ストックオプション制度	住宅資金融資制度	社内保険援助制度
計	100.0	51.2	9.6 (10.5)	2.5 (2.8)	6.9	36.8
平成11年	100.0	65.2	11.8 (13.1)	0.6 (0.6)	12.6	45.4
16	100.0	57.4	9.7 (10.6)	2.6 (2.9)	10.6	41.3
21※	100.0	53.7	11.1 (12.1)	2.8 (3.0)	7.8	39.6

注：1) 「持株援助制度」、「ストックオプション制度」の()内の数値は、株式会社を100とした数値である。

2) 平成11年調査は12月末日現在、16年、21年調査は1月1日現在である。

3) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

(2) 貯蓄制度に関する援助制度

「貯蓄制度」について、種類別に企業数割合（複数回答）をみると、「財形貯蓄」が46.4%（本社30人以上48.1%、前回平成16年54.5%）で最も高くなっている（第21表）。

第21表 貯蓄制度の種類別採用企業数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	全企業	貯蓄制度がある企業	貯蓄制度の種類（複数回答）						貯蓄制度がある企業	
			財形貯蓄	一般財形貯蓄	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄	社内預金	その他の貯蓄制度	平成16年（前回）	21年※
計	100.0	51.2	46.4	44.8	20.4	20.1	4.6	6.0	57.4	53.7
1,000人以上	100.0	84.9	82.3	79.3	67.1	70.2	9.7	9.0	90.8	86.1
300～999人	100.0	72.6	68.4	67.5	47.4	49.8	5.2	7.8	80.5	76.7
100～299人	100.0	61.9	57.9	56.7	31.2	32.1	4.9	6.6	67.6	64.1
30～99人	100.0	45.4	40.2	38.5	13.7	12.8	4.3	5.5	51.1	46.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	54.3	47.3	45.0	18.6	23.3	7.0	7.8	67.6	56.8
建設業	100.0	53.0	45.4	44.9	22.2	21.0	4.9	9.8	53.2	54.8
製造業	100.0	61.3	57.4	54.4	25.8	23.8	5.5	5.7	63.5	63.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.8	74.2	71.1	48.3	52.6	5.4	9.9	83.8	83.7
情報通信業	100.0	65.3	60.7	59.3	39.0	42.2	4.6	6.3	...	68.9
運輸業、郵便業	100.0	42.0	38.6	38.5	12.7	13.6	5.2	4.3	...	40.9
卸売業、小売業	100.0	56.4	49.7	48.2	20.9	21.4	3.6	8.8	...	61.3
金融業、保険業	100.0	69.8	65.4	65.0	52.7	50.0	9.0	8.8	84.0	73.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	53.0	46.8	45.4	28.2	28.0	8.6	5.4	...	57.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	51.9	47.1	45.0	26.7	28.6	3.9	5.0	...	53.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	34.6	30.7	29.2	8.1	6.5	3.1	2.3	...	38.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	37.4	33.5	32.4	10.1	12.0	5.8	3.9	...	42.8
教育、学習支援業	100.0	34.7	27.4	25.0	10.3	12.7	3.9	4.4	53.7	39.0
医療、福祉	100.0	10.5	8.1	8.0	2.4	2.3	2.4	0.2	29.9	9.6
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	29.9	28.1	26.8	9.5	9.4	2.7	1.6	...	29.4
平成11年	100.0	65.2	61.8	58.6	36.4	34.6	7.4	5.8
16	100.0	57.4	54.5	52.7	30.0	28.4	4.6	5.3
21※	100.0	53.7	48.1	47.1	22.5	21.7	5.2	7.0

注：1) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

2) 平成16年（前回）の「...」で表示している産業については、基準となる産業分類が異なるため、比較することは不適切である。

(3) 持株援助制度

会社組織が株式会社の企業のうち、持株援助制度がある企業数割合は10.5%（本社30人以上12.1%、前回平成16年10.6%）となっている。種類別に企業数割合（複数回答）をみると、「奨励金の支給」が8.5%（同10.3%、同9.4%）で最も高くなっている。（第22表）

第22表 持株援助制度の種類別採用企業数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	株式会社	持株援助制度がある企業	持株援助制度の種類（複数回答）						持株援助制度がある企業	
			奨励金の支給	売買手数料の援助	事務費等の援助	購入資金の貸付	その他	平成16年（前回）	21年※	
計	[91.6]	100.0	10.5	8.5	0.5	2.7	0.9	0.8	10.6	12.1
1,000人以上	[99.8]	100.0	61.4	57.2	4.0	17.3	0.8	1.9	64.7	62.8
300～999人	[99.9]	100.0	32.4	29.6	1.1	7.2	1.8	1.3	36.2	35.2
100～299人	[98.6]	100.0	17.4	15.4	0.7	4.7	0.9	0.9	13.2	19.2
30～99人	[88.7]	100.0	4.6	2.7	0.3	1.1	0.8	0.7	5.1	4.8
鉱業、採石業、砂利採取業	[93.0]	100.0	4.2	4.2	-	-	-	-	8.6	3.3
建設業	[96.9]	100.0	11.3	8.0	2.7	3.7	0.3	2.3	7.2	13.0
製造業	[95.8]	100.0	11.8	9.8	0.3	2.4	1.2	0.7	11.5	12.7
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	17.5	16.0	-	7.5	1.5	0.6	20.6	20.5
情報通信業	[98.0]	100.0	16.0	13.8	0.9	6.9	1.7	1.2	...	15.3
運輸業、郵便業	[87.1]	100.0	4.8	4.5	-	1.0	0.2	0.1	...	4.4
卸売業、小売業	[90.5]	100.0	12.1	9.9	0.1	2.9	1.4	0.2	...	18.4
金融業、保険業	[98.4]	100.0	38.8	36.0	1.4	9.9	0.7	0.5	44.5	42.6
不動産業、物品賃貸業	[93.1]	100.0	13.8	10.9	-	5.2	0.4	0.0	...	19.2
学術研究、専門・技術サービス業	[97.1]	100.0	14.0	11.4	1.3	3.7	0.3	2.1	...	14.8
宿泊業、飲食サービス業	[79.5]	100.0	7.0	6.3	1.0	1.9	0.9	0.2	...	5.8
生活関連サービス業、娯楽業	[87.7]	100.0	2.3	2.2	0.1	0.3	-	-	...	2.9
教育、学習支援業	[82.3]	100.0	6.3	4.0	-	0.4	0.5	1.7	6.5	5.9
医療、福祉	[62.2]	100.0	4.9	4.2	0.1	1.0	0.1	-	5.4	2.9
サービス業（他に分類されないもの）	[91.5]	100.0	6.5	3.4	0.4	1.8	-	2.3	...	6.5
平成11年	[90.3]	100.0	13.1	10.3	0.7	3.0	1.3	1.0
16	[91.1]	100.0	10.6	9.4	0.4	2.8	0.4	0.6
21※	[91.5]	100.0	12.1	10.3	0.5	3.1	0.6	0.9

注：1) []内の数値は、全企業のうち、株式会社の割合である。

2) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

3) 平成16年（前回）の「...」で表示している産業については、基準となる産業分類が異なるため、比較することは不適切である。

(4) ストックオプション制度

会社組織が株式会社の企業のうち、ストックオプション制度がある企業数割合は2.8%（本社30人以上3.0%、前回平成16年2.9%）となっている（第23表）。

第23表 ストックオプション制度の種類別採用企業数割合

企業規模・産業・年	株式会社	ストックオプション制度がある企業	適用対象者の種類（複数回答）			ストックオプション制度がある企業	
			役員	管理職	左記以外のもの	平成16年（前回）	21年※
						（単位：％）	
計	[91.6] 100.0	2.8	2.1	2.1	1.6	2.9	3.0
1,000人以上	[99.8] 100.0	16.2	14.7	9.7	5.2	16.4	16.4
300～999人	[99.9] 100.0	7.7	5.8	5.6	3.6	8.0	8.0
100～299人	[98.6] 100.0	2.8	2.2	2.0	1.5	3.4	3.1
30～99人	[88.7] 100.0	1.9	1.3	1.6	1.4	1.7	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	[93.0] 100.0	2.5	2.5	2.5	2.5	-	-
建設業	[96.9] 100.0	2.6	2.6	2.3	1.1	2.4	3.4
製造業	[95.8] 100.0	2.2	2.0	1.5	1.3	3.0	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0] 100.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.3	2.4
情報通信業	[98.0] 100.0	6.8	4.2	5.3	4.4	...	6.2
運輸業、郵便業	[87.1] 100.0	0.1	0.1	0.1	0.1	...	0.0
卸売業、小売業	[90.5] 100.0	2.7	1.7	1.9	1.7	...	3.6
金融業、保険業	[98.4] 100.0	12.4	10.5	8.4	7.5	10.7	14.7
不動産業、物品賃貸業	[93.1] 100.0	5.6	3.3	4.2	4.9	...	7.6
学術研究、専門・技術サービス業	[97.1] 100.0	6.6	4.8	6.1	5.3	...	4.4
宿泊業、飲食サービス業	[79.5] 100.0	3.9	2.4	3.6	1.7	...	4.0
生活関連サービス業、娯楽業	[87.7] 100.0	4.0	2.6	2.4	0.6	...	6.6
教育、学習支援業	[82.3] 100.0	1.5	1.0	1.0	0.5	2.6	1.5
医療、福祉	[62.2] 100.0	1.1	0.7	0.7	0.9	1.5	1.0
サービス業（他に分類されないもの）	[91.5] 100.0	1.4	1.4	1.4	1.4	...	1.6
平成11年	[90.3] 100.0	0.6	0.5	0.5	0.3
16	[91.1] 100.0	2.9	2.3	2.1	1.6
21※	[91.5] 100.0	3.0	2.5	2.3	1.8

注：1) []内の数値は、全企業のうち、株式会社の割合である。
 2) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民間企業」に範囲を拡大した。
 21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。
 3) 平成16年（前回）の「...」で表示している産業については、基準となる産業分類が異なるため、比較すること是不適切である。

(5) 住宅金融融資制度

「住宅金融融資制度」について、種類別に企業数割合（複数回答）をみると、「社内融資」が4.3%（本社30人以上4.6%、前回平成16年6.7%）で最も高くなっている（第24表）。

第24表 住宅金融融資制度の種類別採用企業数割合

企業規模・産業・年	全企業	住宅金融融資制度がある企業	住宅金融融資制度の種類（複数回答）				住宅金融融資制度がある企業	
			社内融資	財形貯蓄の積立を条件とする金融機関との提携による住宅ローン	その他の金融機関との提携による住宅ローン	雇用・能力開発機構からの転貸融資	平成16年（前回）	21年※
							（単位：％）	
計	100.0	6.9	4.3	1.9	1.6	0.1	10.6	7.8
1,000人以上	100.0	45.0	17.6	20.5	16.9	2.2	56.0	47.6
300～999人	100.0	23.8	12.3	7.1	8.3	0.5	32.0	26.4
100～299人	100.0	11.0	7.3	2.6	2.6	0.1	15.5	11.7
30～99人	100.0	3.2	2.4	0.8	0.3	0.1	5.6	3.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	18.6	12.4	5.4	0.8	-	16.7	13.7
建設業	100.0	9.0	5.4	2.1	2.1	0.1	11.1	10.3
製造業	100.0	8.1	5.2	2.1	1.7	0.1	10.4	8.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	27.8	14.5	8.2	5.5	0.9	42.5	30.5
情報通信業	100.0	12.8	4.9	6.5	3.4	1.4	...	13.3
運輸業、郵便業	100.0	5.8	3.3	1.7	1.5	0.1	...	6.2
卸売業、小売業	100.0	6.3	4.4	1.5	1.7	0.0	...	8.8
金融業、保険業	100.0	31.9	27.4	0.9	4.7	0.2	45.6	35.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	13.3	9.3	5.1	3.1	-	...	20.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	8.3	4.4	3.0	1.9	0.2	...	9.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	1.8	1.1	0.4	0.5	-	...	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	3.3	1.8	0.6	1.2	-	...	0.7
教育、学習支援業	100.0	3.3	1.6	0.6	1.6	-	3.6	4.6
医療、福祉	100.0	0.6	0.5	-	0.1	-	3.9	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	2.9	1.4	1.4	0.2	0.0	...	3.1
平成11年	100.0	12.6	6.8	3.7	3.8	0.4
16	100.0	10.6	6.7	2.6	2.3	0.2
21※	100.0	7.8	4.6	2.2	1.9	0.1

注：1) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民間企業」に範囲を拡大した。
 21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。
 2) 平成16年（前回）の「...」で表示している産業については、基準となる産業分類が異なるため、比較すること是不適切である。

(6) 社内保険援助制度

「社内保険援助制度」について、種類別に企業数割合（複数回答）をみると、「総合福祉団体定期生命保険」が17.7%（本社30人以上19.9%、前回平成16年20.3%）で最も高くなっている（第25表）。

第25表 社内保険援助制度の種類別採用企業数割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業	社内保険援助制度がある企業	社内保険援助制度の種類（複数回答）						社内保険援助制度がある企業	
			労働者任意加入生命保険	総合福祉団体定期生命保険	団体信用生命保険	交通傷害保険	災害保険	その他	平成16年	21年※
									(前回)	
計	100.0	36.8	5.5	17.7	0.4	10.2	14.6	8.9	41.3	39.6
1,000人以上	100.0	50.1	6.9	41.6	2.1	6.1	11.9	5.9	51.2	50.4
300～999人	100.0	41.1	5.5	28.8	0.7	5.8	10.2	7.7	43.8	42.1
100～299人	100.0	38.1	4.9	24.0	0.2	7.5	12.4	7.4	41.6	38.9
30～99人	100.0	35.7	5.6	14.3	0.4	11.5	15.7	9.5	40.6	39.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	55.0	9.3	34.1	-	15.6	31.8	11.6	52.8	49.5
建設業	100.0	42.6	3.3	18.1	0.1	11.2	21.1	16.5	44.4	43.1
製造業	100.0	38.8	5.1	20.4	0.2	9.9	16.6	7.9	39.0	39.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	47.8	4.1	28.1	0.5	7.5	19.1	12.8	44.6	46.0
情報通信業	100.0	42.1	9.6	25.8	0.6	6.8	7.4	8.6	...	43.6
運輸業、郵便業	100.0	34.1	3.0	16.5	0.9	10.8	13.5	7.7	...	33.3
卸売業、小売業	100.0	38.2	5.9	17.7	0.5	13.0	13.1	8.4	...	46.5
金融業、保険業	100.0	61.7	7.1	50.8	3.5	12.7	11.7	8.9	72.6	62.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	42.5	5.2	26.0	0.0	7.3	15.3	9.2	...	46.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	38.6	4.9	23.2	0.2	9.1	16.0	9.5	...	42.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	20.5	1.9	8.3	-	10.5	10.6	6.0	...	20.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	28.4	8.7	10.6	-	4.7	13.6	8.9	...	37.2
教育、学習支援業	100.0	27.1	1.9	9.8	-	9.7	6.6	12.0	30.2	31.5
医療、福祉	100.0	39.8	3.9	7.2	-	14.1	18.3	15.6	43.4	45.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	33.7	10.0	12.4	0.9	6.9	13.9	7.1	...	34.3
平成11年	100.0	45.4	4.1	28.1	1.0	12.2	18.2	8.1
16	100.0	41.3	5.7	20.3	4.8	10.3	16.3	6.5
21※	100.0	39.6	5.4	19.9	0.5	11.2	15.4	9.8

注：1) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民間企業」に範囲を拡大した。

21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

2) 平成16年（前回）の「・・・」で表示している産業については、基準となる産業分類が異なるため、比較することは不適切である。

統計表

付表1 定年到達者に占める勤務延長制度、再雇用制度の希望者数割合階級別企業数割合

(単位：%)

定年後の措置、年	一律定年制で定年後の制度がある企業 ¹⁾	30%未満	30%以上50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上	定年到達者なし
勤務延長制度²⁾							
計	[25.5]	100.0	17.6	1.2	3.5	5.8	38.2
平成20年	[19.1]	100.0	14.0	2.3	2.2	2.7	50.6
平成 17 年	[26.5]	100.0
18	[23.2]	100.0
19	[23.5]	100.0	14.1	5.1	13.8	11.2	23.7
20 [※]	[19.4]	100.0	15.6	1.9	1.7	3.0	48.6
21 [※]	[24.5]	100.0	19.1	1.6	3.0	7.1	34.4
再雇用制度²⁾							
計	[78.8]	100.0	12.2	2.7	6.6	7.7	34.9
平成20年	[79.0]	100.0	11.8	1.8	7.7	6.2	38.1
平成 17 年	[62.9]	100.0
18	[62.7]	100.0
19	[77.6]	100.0	10.5	5.5	12.2	12.9	22.7
20 [※]	[80.4]	100.0	12.0	2.1	8.2	6.7	36.3
21 [※]	[78.5]	100.0	12.8	2.8	7.2	7.8	33.0

注：1) []内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業数割合である。

2) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

3) 「一律定年制で定年後の制度がある企業」には、「希望者数割合階級不明」を含む。

4) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

付表2 勤務延長制度、再雇用制度の基準の種類別企業数割合

(単位：%)

年	勤務延長制度 ¹⁾				再雇用制度 ¹⁾			
	制度があり、基準に適合する者全員を対象とする企業 ²⁾		基準の種類 (複数回答)		制度があり、基準に適合する者全員を対象とする企業 ²⁾		基準の種類 (複数回答)	
			労使協定	就業規則			労使協定	就業規則
計	[35.5]	100.0	36.6	73.8	[49.9]	100.0	43.3	73.5
平成20年	[33.5]	100.0	30.1	76.9	[51.2]	100.0	43.7	72.0
平成 17 年	[11.1]	100.0	15.5	60.2	[13.0]	100.0	14.4	64.2
18	[16.3]	100.0	23.0	61.3	[19.0]	100.0	34.8	54.8
19	[31.6]	100.0	40.9	71.0	[50.8]	100.0	51.7	67.6
20 [※]	[33.2]	100.0	29.6	76.8	[52.5]	100.0	42.7	73.2
21 [※]	[36.5]	100.0	41.6	71.2	[49.0]	100.0	46.9	70.3

注：1) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

2) []内の数値は、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業のうち、基準に適合する者全員を対象とする企業数割合である。

3) 「制度があり、基準に適合する者全員を対象とする企業」には「基準の種類不明」を含む。

4) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

付表3 勤務延長制度、再雇用制度の基準の内容別企業数割合

(単位：%)

定年後の措置、年	制度があり、 基準に適合 する者全員を 対象とする企業 ¹⁾		基準の内容 (複数回答)					
			役職	職務遂行 能力	専門的 な資格、 技術	健康	仕事に対 する意欲	その他
勤務延長制度 ²⁾								
計	[35.5]	100.0	18.8	72.5	39.3	76.9	71.7	10.8
平成20年	[33.5]	100.0	11.9	83.1	45.3	78.8	73.9	9.9
平成 17 年	[11.1]	100.0	7.0	71.4	42.7	81.2	80.7	6.7
18	[16.3]	100.0	4.6	75.9	30.5	67.8	71.5	12.7
19	[31.6]	100.0	11.3	75.6	34.9	74.8	72.3	14.6
20※	[33.2]	100.0	11.3	82.2	45.4	75.6	76.5	9.6
21※	[36.5]	100.0	18.6	75.1	43.5	80.1	70.7	7.7
再雇用制度 ²⁾								
計	[49.9]	100.0	9.2	80.6	32.8	86.2	71.9	21.4
平成20年	[51.2]	100.0	7.5	78.9	31.8	89.6	78.0	26.8
平成 17 年	[13.0]	100.0	8.6	75.8	49.2	84.3	70.7	12.9
18	[19.0]	100.0	9.2	77.5	40.0	82.9	71.0	19.8
19	[50.8]	100.0	7.6	80.0	30.4	89.4	75.4	18.3
20※	[52.5]	100.0	7.5	79.3	32.3	88.9	77.3	25.5
21※	[49.0]	100.0	9.1	80.7	33.4	87.7	74.3	22.1

注：1) []内の数値は、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業のうち、基準に適合する者全員を対象とする企業数割合である。

2) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

付表4 定年到達者に占める勤務延長制度、再雇用制度による継続雇用者割合階級別企業数割合

(単位：%)

定年後の措置、年	制度があり、 基準に適合 する者全員を 対象とする企業 ¹⁾		継続雇用者割合					定年到達者 なし
			30% 未満	30%以上 50%未満	50%以上 70%未満	70%以上 90%未満	90% 以上	
勤務延長制度 ²⁾								
計	[35.5]	100.0	15.8	3.1	7.1	4.3	27.4	42.4
平成20年	[33.5]	100.0	14.9	5.2	3.8	2.5	19.2	54.4
平成 17 年	[11.1]	100.0
18	[16.3]	100.0
19	[31.6]	100.0	18.5	8.5	7.8	10.2	23.1	31.8
20※	[33.2]	100.0	18.6	3.9	2.7	2.8	20.2	51.9
21※	[36.5]	100.0	19.8	3.7	8.1	5.3	27.5	35.7
再雇用制度 ²⁾								
計	[49.9]	100.0	11.9	3.1	9.3	6.6	36.3	32.8
平成20年	[51.2]	100.0	10.7	2.7	8.8	7.3	33.3	37.2
平成 17 年	[13.0]	100.0
18	[19.0]	100.0
19	[50.8]	100.0	10.4	5.6	12.0	14.1	31.2	26.6
20※	[52.5]	100.0	11.3	3.0	9.4	7.6	33.3	35.4
21※	[49.0]	100.0	12.7	3.1	10.4	7.7	35.7	30.4

注：1) []内の数値は、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業のうち、基準に適合する者全員を対象とする企業数割合である。

2) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

付表5 勤務延長制度、再雇用制度の希望者に占める継続雇用者割合階級別企業数割合

(単位：%)

定年後の措置、年	制度があり、基準に適合する者全員を対象とする企業 ¹⁾		30%未満	30%以上50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上	定年到達者なし
	[]内の数値	100.0						
勤務延長制度 ²⁾								
計	[35.5]	100.0	15.3	3.1	4.1	2.8	32.3	42.4
平成20年	[33.5]	100.0	13.0	0.3	1.1	2.1	29.1	54.4
平成 17 年	[11.1]	100.0
18	[16.3]	100.0
19	[31.6]	100.0	13.2	6.3	10.8	7.7	30.1	31.8
20 [※]	[33.2]	100.0	16.3	0.3	1.4	2.8	27.3	51.9
21 [※]	[36.5]	100.0	19.2	3.7	5.0	4.1	32.3	35.7
再雇用制度 ²⁾								
計	[49.9]	100.0	9.7	1.5	4.4	3.7	47.8	32.8
平成20年	[51.2]	100.0	8.1	0.8	4.1	4.9	44.9	37.2
平成 17 年	[13.0]	100.0
18	[19.0]	100.0
19	[50.8]	100.0	7.0	4.0	7.2	11.5	43.6	26.6
20 [※]	[52.5]	100.0	8.9	0.9	4.5	4.9	45.5	35.4
21 [※]	[49.0]	100.0	10.7	1.9	4.6	4.8	47.6	30.4

注：1) []内の数値は、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業のうち、基準に適合する者全員を対象とする企業数割合である。

2) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

付表6 定年退職者への援助制度の種類別採用企業数割合

(単位：%)

企業規模・産業	全企業	定年退職者への援助制度がある企業	定年退職者への援助制度の種類（複数回答）							
			企業年金の支給	定年退職後の(法定外の)医療保険制度	企業、健康保険組合又は共済会の施設の利用	親睦活動の援助	左記以外の相談・情報提供			その他
							医療・メンタルヘルス	経済・法律関係	生きがい、ボランティア活動	
計	100.0	24.6	20.3	1.6	4.3	2.5	0.6	0.5	0.3	1.4
1,000人以上	100.0	66.3	60.6	11.0	24.0	16.7	2.2	0.9	1.8	1.7
300～999人	100.0	51.0	43.9	3.2	11.9	7.7	1.0	0.2	0.1	1.3
100～299人	100.0	37.0	31.6	2.4	6.8	3.2	0.8	0.3	0.5	1.2
30～99人	100.0	17.7	13.9	1.0	2.4	1.4	0.5	0.5	0.2	1.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	22.4	20.1	-	4.5	-	-	-	-	-
建設業	100.0	26.8	23.1	2.9	5.2	1.7	1.1	0.0	0.0	0.2
製造業	100.0	29.5	24.1	1.1	4.7	3.2	0.5	0.6	0.3	2.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	52.3	46.4	3.2	16.4	13.9	1.9	0.9	2.0	1.7
情報通信業	100.0	34.8	28.2	3.2	13.7	1.6	0.4	0.7	0.3	1.5
運輸業、郵便業	100.0	21.4	18.3	0.4	2.8	1.9	0.0	-	-	1.1
卸売業、小売業	100.0	26.0	22.2	1.8	3.5	3.1	1.0	1.0	0.5	1.4
金融業、保険業	100.0	46.3	36.6	6.5	15.7	8.2	2.1	-	-	1.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	24.2	21.1	2.9	4.8	0.7	0.7	-	-	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	27.0	23.7	2.5	4.4	0.6	1.2	0.0	-	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	10.0	7.1	0.1	2.1	0.5	0.0	0.0	-	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	13.7	8.4	0.5	3.0	3.6	0.4	1.0	1.0	1.0
教育、学習支援業	100.0	17.1	12.4	1.2	1.4	3.8	0.1	0.1	-	2.4
医療、福祉	100.0	7.5	5.3	-	1.5	0.2	1.5	-	1.3	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	18.6	14.2	3.2	2.5	1.3	-	-	0.3	0.1

主な用語の定義

「対象労働者」

期間を定めずに雇われている企業全体の全常用労働者よりパートタイム労働者を除いた労働者である。

「常用労働者」とは、次の①～③のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 1か月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、平成20年11月及び12月の各月にそれぞれ18日以上雇用された者

「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを当該企業の所定労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したものを当該企業の所定労働時間とした。

「年間休日総数」

1年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた日のことをいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

「変形労働時間制」

一定の期間内で週40時間、1日8時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

「みなし労働時間制」

特定の事情により労働時間の算定が困難又は通常と同じ算定方法が適切でない場合、労使協定等により定められた時間を労働したものとみなす制度をいう。

「**事業場外労働のみなし労働時間制**」とは、外勤の営業社員など、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務を遂行する場合に、所定労働時間、又は労使協定の定め等によるその業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

「**専門業務型裁量労働制**」とは、研究開発など、その業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難として定められている業務に就かせた場合に、予め定めた時間労働したものとみなすことを労使協定により定める制度をいう。

「**企画業務型裁量労働制**」とは、事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。

なお、導入においては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要である。

「勤務延長制度」

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいう。

「再雇用制度」

定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度をいう。

「基本給」

毎月の賃金の中で最も根本的な部分を占め、年齢、学歴、勤続年数、経験、能力、資格、地位、職務、業績など労働者本人の属性又は労働者の従事する職務に伴う要素によって算定される賃金で、原則として同じ賃金

体系が適用される労働者に全員支給されるものをいう。

なお、住宅手当、通勤手当など、労働者本人の属性又は職務に伴う要素によって算定されるとはいえない手当や、一部の労働者が一時的に従事する特殊な作業に対して支給される手当は基本給としない。

「賞与」

定期又は臨時に労働者の勤務成績、経営状態等に応じて支給され、その額があらかじめ確定されていないものをいう。

「ストックオプション制度」

会社役員や従業員に対し、あらかじめ決められた価格（権利行使価格）で自社株式を購入できる権利を与える制度をいう。株価が権利行使価格を上回っているときに権利を行使することによって、売却益を得ることができる。